

# なぜ変わる？何が変わる？

## 企業が今すぐやるべきこと！

働き方改革関連法が今年6月29日に成立しました。

時間外労働の上限規制と罰則強化、時間外労働割増率の中小企業への猶予廃止、有給休暇の取得義務化、さらには、非正規の不合理な待遇差を認めない「同一労働同一賃金」など、就業規則や処遇の見直しが必要となる重要な事柄が多く含まれています。

対応の遅れは、人材の採用、定着にも大きな影響を及ぼし、経営にとっても大きなリスクになると考えられます。何のために改革を行うのかを理解した上で、まず何から取り組むのか？本当に「人を生かす経営」に近づけるのか？ しっかり考えましょう。

W講師で  
質問タイム  
もたっぷり



講師：中島武司会員

中島社会保険労務士事務所 所長（となみ野支部）



講師：湊 恒成会員

湊恒成社会保険労務士事務所 所長（城北支部）

新川会場	11月19日(月) 15:00~17:00 新川文化ホール 魚津市宮津110 TEL0765-23-1123
富山会場	12月6日(木) 19:00~21:00 流通会館 富山市問屋町1丁目3-18 TEL076-451-9201
砺波会場	12月10日(月) 15:00~17:00 砺波まなび交流館 砺波市栄町717 TEL0763-33-1115
高岡会場	12月12日(水) 19:00~21:00 高岡市生涯学習センター 高岡市末広町1-7 TEL0766-20-1800

※いずれも同じ内容になります。ご都合がよい日程で選択してください

参加費：無料

主催：富山県中小企業家同友会 三位一体経営推進協議会

——きりとり線——

**FAX申込書** 働き方改革関連法 全県一斉セミナー

11/19 新川会場

12/06 富山会場

12/10 砺波会場

12/12 高岡会場

に参加を申込みます

会社名

参加者名